

松山市避難所運営管理マニュアル(概要版)

避難所開設・運営の基本方針

(1) 避難所は、地域の人々の安全を確保し、被災された方が生活再建を始めるための地域の防災拠点として機能することを目指します。

(2) 避難所は、地域のライフラインが復旧する頃まで設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。

(3) 避難所では、避難生活の質の改善と要配慮者への配慮を行います。

(4) 避難者の自力再建を原則とします。

(5) 災害対策本部は、避難所運営の支援を積極

避難所運営委員会

会長・副会長
班長・組長

施設管理者
施設管理
運営サポート

市担当者
運営全般
本部との調整

総務班

避難所運営全般 連絡調整事項の整理

被災者管理班

名簿の作成・管理 入退所管理

情報広報班

情報の収集・管理・提供

施設管理班

施設の管理 防火・防犯

食料物資班

食料・物資の配給・管理 不足物資の要請

救護班

負傷者・要配慮者(高齢者・障がい者など)の対応

衛生班

生活環境の管理(健康感染症予防 ゴミ処理)

ボランティア班

ボランティアの受入・調整

組：部屋・区画ごとに編成 配給や掃除などの当番を行う

避難所運営で配慮すること

●過労の防止

性別・年齢に偏らず、できることを分担して作業しましょう。

●プライバシーに配慮・相談できる体制づくり

見守りや声かけにより犯罪・暴力、震災関連疾患を防ぎましょう。

高齢者、障がい者(肢体不自由・知的・精神・発達・視覚・聴覚)、慢性疾患患者、難病患者、要介護者、認知症患者、妊娠婦、

外国人、性的マイノリティ、子ども、女性、男性など

様々な立場の人の困りごとに対処しましょう。



●保健衛生面への配慮・感染症予防

ゴミ処理・トイレ掃除など清潔な環境を確保しましょう。

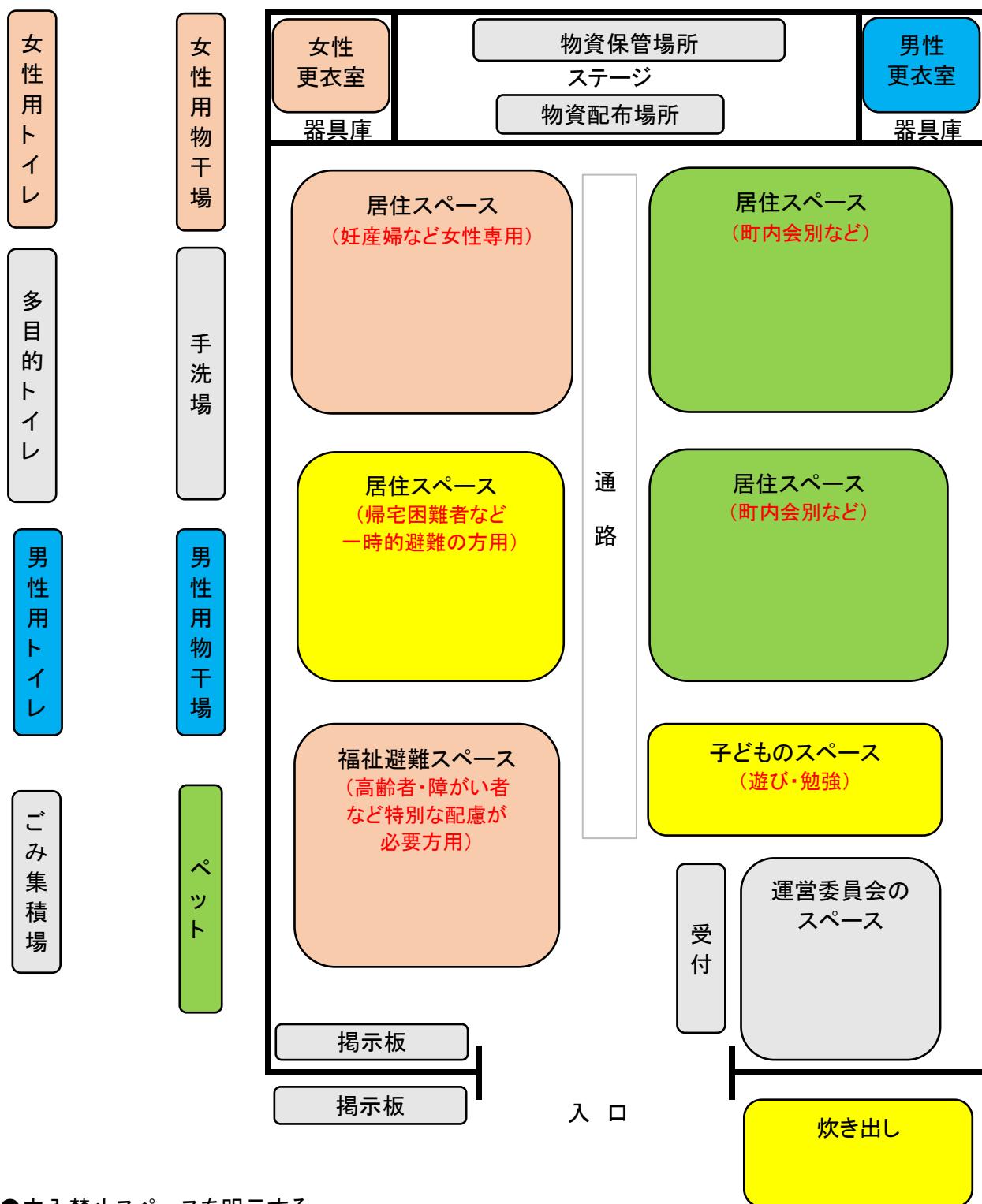
手洗い・うがいができる環境づくりに努めましょう。

避難所開設チェックリスト

様式1

項目	対応項目	確認
1 避難所への到着	・建物内外にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする	
2 施設管理者・市担当者の到着	・到着していない場合は、そのまま業務続行	
3 建物の安全確認(様式3) ※安全確認終了まで避難者を入れない。	・建物は傾いていないか ・火災は発生していないか、ガス漏れはないか ・建物に大きなひび割れはないか ・窓ガラス等の危険な落下物がないか ・自動車乗り入れの規制	
4 避難所の本部を設置	・運営業務場所の安全確認	
5 設備・ライフライン確認	・電気・放送設備が使用できるか ・無線機が使用できるか ・水道が使用できるか ・電話・FAXが使用できるか ・周辺の道路状況把握(避難者等からの情報収集)	
6 災害対策本部への報告	・避難所設置及び状況について報告(様式6-1)	
7 避難者受入スペースの確保・指定	・安全な部屋・スペースを確保し、避難者を誘導 (福祉避難室など要配慮者専用のスペースを確保する) ・室内の整理等については避難者へ協力を依頼し処理	
8 避難者の名簿登録	・避難者の世帯ごとの名簿登録(様式5-1) (配慮するべきことがあれば申し出ていただく)	
9 避難者への説明	・避難所共通ルール(様式別記)の配布・説明 ・トイレの使用場所・火気取扱について説明 ・避難者の未登録者への登録依頼	
10 非常用設備・資機材等の確認	・資機材等の確認 ・非常用設備等の確認	
11 災害対策本部への要請・報告	・不足食料・物資の整理・要請 ・応援要員の要請	

避難所のレイアウト(体育館の一例)



- 立入禁止スペースを明示する。
- 避難者名簿を作成する。(車中泊・在宅避難者含む)
- 簡易トイレの設置を行う。(要配慮者の移動に配慮する)
- 子どもや女性の安全に注意する。
- 掲示板や口頭伝達で情報提供する。
- ペットは人の居住スペースには入れない。
- 災害の経過に応じて、レイアウトの変更を行う。

【その他必要なスペース】

- ・個室
感染症患者用
夜泣きの赤ちゃん用など
- ・救護室・休憩所・喫煙所
- ・性別を問わない多目的スペース

